

鉄道営業法

1. 案内情報

手続名	: 実施規定等の届出
手続根拠	: 鉄道営業法第1条 新幹線鉄道運転規則第8条の2
手続対象者	: 鉄道事業者
提出時期	: 実施に関する規定を定め、又は変更しようとするとき
提出方法	: 届出書を作成し、管轄する地方運輸局担当課へ提出して下さい。
手数料	: なし
添付書類・部数	: なし
申請書様式	: 実施に関する細則の制定等の届出書（一太郎・WORD・PDF・HTML）
記載要領・記載例	: 提出先となる管轄する地方運輸局担当課又は、鉄道局施設課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先:

北海道運輸局鉄道部技術課	011-290-2733
東北運輸局鉄道部技術課	022-791-7528
新潟運輸局鉄道部技術第一課、二課	025-244-6117
関東運輸局鉄道部技術第一課、二課	045-211-7241~2
中部運輸局鉄道部技術第一課、二課	052-952-8032~3
近畿運輸局鉄道部技術第一課、二課	06-6949-6441~2
中国運輸局鉄道部技術課	082-228-8797
四運輸局鉄道部技術課	087-835-6361
九州運輸局鉄道部技術課	092-472-2520

受付時間: 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口: 管轄する地方運輸局担当課又は、鉄道局施設課

3. 手続情報

審査基準	: なし
標準処理期間	: なし
不服申立方法	: (行政不服審査法の規定による)